2026年11月25日

各　　位

会 社 名　株 式 会 社 プ ロ グ リ ッ ト
代 表 者 名　代 表 取 締 役 社 長　岡 田 祥 吾
（コード番号　9560　東証グロース）
問 合 せ 先　取 締 役　ＣＦＯ　谷 内 亮 太
TEL.(03)6381－7760

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．本自己株式処分の概要

(1) 割当日	2026年12月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式　25,695株
(3) 処分価額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年11月24日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である934円であり、その総額は23,999,130円です。
(4) 割当予定先	取締役２名　25,695株 ※ 社外取締役を除きます。

２．本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024年11月５日開催の取締役会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び当社の業績と取締役の報酬との連動性を明確にすることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、一定期間当社の取締役等の地位にあること等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する事前交付型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）、及び一定期間の業績目標を達成したこと等を条件として譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を付与する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といい、本制度Ⅰと併せて「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2024年11月27日開催の第８回定時株主総会において、①譲渡制限期間を当社の取締役会が定める期間とすること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかの方法にて行うこと、③本制度に基づき、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、又は、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間60,000株以内とし、その金額は既存の取締役報酬額とは別枠で年額60,000千円以内とすること、及び④本制度Ⅰについては、（ⅰ）当社の取締役会が定める期間継続

して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を有すること、本制度Ⅱについては上記（ⅰ）の要件に加えて、（ⅱ）当社の取締役会が定める業績目標等を達成したことを譲渡制限の解除条件とすること等につきご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役２名（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、譲渡制限付株式として、本制度Ⅰに基づき当社の普通株式25,695株を処分することを決議いたしました。なお、本制度Ⅱについては、当事業年度より付与を行わず、金銭報酬に移行しております。また、本自己株式処分により処分される株式数の発行済株式総数（2026年10月31日時点）に占める割合は、0.2%と軽微であり、譲渡制限付株式を付与する目的等に照らして合理的であると考えております。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、2026年12月25日（割当日）から2027年に開催される当社定時株主総会の開催日までの間、本割当契約Ⅰに基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式Ⅰの全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、譲渡制限期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位を喪失した場合、当該喪失日の翌日をもって、割当日を含む月から当該喪失日を含む月までの月数を12で除した数（１を超える場合は１とする。）に、本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、譲渡制限期間中に対象取締役が当社の取締役の地位を喪失した日の翌日において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式Ⅰは、譲渡等をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、割当日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を12で除した数（１を超える場合は１とする。）に、当該時点において保有する本割当株式Ⅰの数を乗じた数（ただし、計算の結果、１株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式Ⅰにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上